社会福祉施設の建設、備品などの整備のための資金が必要な法人さまへ

特定の社会福祉法人への寄附をお考えの皆さまへ

「受配者指定寄附金制度」のご案内

|  |
| --- |
| 一般の寄附金の場合、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。また、特別損金算入（特定公益増進法人への寄付）の場合は、特別損金算入限度額＝（資本金×0.375％＋所得金額×6.25％）×0.5　となり、限度額を超えた分は一般の寄付金額に含めます。一方、共同募金会を通じて社会福祉法人など特定の受配者（寄附を受ける法人）を指定して寄附する場合、「一定の要件」1をみたせば、その寄付金の全額が損金算入される「税制上の優遇措置」2を受けることができます。 |

1. 「一定の要件」とは
2. 受配者は、社会福祉事業または更生保護事業を行う法人であること。（法人設立準備と同時進行でも相談を受け付けます）
3. 寄附金の使途は次のいずれかに該当すること。
* 土地購入費、借地料
* 施設の新築・増築・改築・改修等工事費、土地造成等の土木工事費、設備・備品の整備費、施設の授受費等
* 独立行政法人福祉医療機構又は金融機関からの借入金の償還
	+ 土地の現物寄附も対象となります。（法人による寄附の場合のみ）
	+ 社会福祉法第2条に規定する「第1種・第2種社会福祉事業」又は更生保護事業法第2条に規定する「更生保護事業」に要する費用に限られます。
1. 緊急に資金が必要であること。
* 寄附金の対象事業は、事業計画、資金計画が整っており、必要な契約が交わされていることが必須です。
* 法人の財政上、この寄附金がなければ、対象事業が実施できない状況にあることが必要です。
* 資金計画のうえで、補助金や借入金等が予定されている場合は、それらの決定後、最終的な自己資金の必要額が確定してから受け付けることになります。
1. 共同募金会の審査において認められたものであること。
* 沖縄県共同募金会又は中央共同募金会において、寄附者と受配者双方に係る身分関係・契約関係、対象事業に対する寄附の必要性及び緊急性について審査いたします。
1. 「税制上の優遇措置」とは

共同募金会は、税制上、国・地方公共団体と同じように、「寄附に対する優遇措置の対象団体」になっており、共同募金会に寄附を行った場合、以下の税控除が受けられます。

なお、税控除を受けるためには、共同募金会発行の領収書による確定申告が必要です。

1. 個人の寄附の場合、所得税については所得控除又は税額控除、また個人住民税については税額控除の対象となります。
2. 企業など法人の寄附の場合、法人の課税対象となる所得から、その法人が支出した寄附金額の全額が、一般寄附金の損金算入限度額及び特別損金参入限度額の枠とは別に控除されます。
	* 営利企業だけでなく、医療法人や協同組合、収益事業を営んでいる公益法人、NPO法人、宗教法人なども指定寄附による法人税の優遇措置を受けることができます。
3. 「指定寄附の窓口、受付～審査日程」について
4. 指定寄附の申し込みは沖縄県共同募金会が受け付けます。

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

電話：098-882-4353　 E-mail：akaihane@okishakyo.or.jp

1. 一年を通じて指定寄附の申し込みを受け付けますが、ご寄附の前に中央共同募金会と財務省による審査で承認を得ることが必要です。
2. 指定寄附の「申し込み」から「審査」までは、概ね次の日程で行われます。
3. 寄附申込書及び必要書類の受付 毎月上旬
4. 沖縄県共同募金会による書類確認 毎月中旬
5. 中央共同募金会による審査 毎月下旬
6. 「審査事務費」について

沖縄県共同募金会及び中央共同募金会における指定寄附申込書類の審査費用として、次の通り審査事務費を申し受けます。

なお、審査の結果、承認が得られなかった場合及び寄附者の事情により寄附の取り止めの申し出があった場合でも、寄附者に負担していただくことがあります。

| 寄付額 | 審査事務費 |
| --- | --- |
| 10,000,000円以下 | ３％ |
| 10,000,000円を越え50,000,000円まで | 30万円+１千万円を超える額の２％ |
| 50,000,000円を越え100,000,000円まで | 110万円+５千万円を超える額の１％ |
| 100,000,000円を越え400,000,000円まで | 160万円+１億円を超える額の0.5％ |
| 400,000,000円を越える場合 | 310万円 |

1. 「必要書類」について

指定寄附金の使途及び寄附者と受配者の身分関係によってご提出いただく書類が異なりますが、原則として必要な書類は次のとおりです。

【寄附者】

1. 様式1　寄附申込書
2. 様式3－1　寄附金返還承諾書（配分事業内容の変更等）
3. その他、寄附者側の提出書類
	1. 定款又は寄附行為（写）
	2. 直近年度決算書（写）
	3. 役員名簿（写）
	4. 寄附金の支出を決定した役員会議事録（写）
	5. 会社パンフレット等
	6. その他沖縄県共同募金会が必要とする書類
4. 必要となることがある書類
	* + 1. 様式13　建設請負業者等からの受配者指定寄附金誓約書（建設請負業者等から不当に資金の還流を行う等の目的で寄附するものではないことを誓約）
			2. 特別の関係がある者の一覧 ※受配者と合同で作成

【受配者】

1. 様式3－2　寄附金返還承諾書（特定寄附金及び指定寄附金取扱基準に違反等）
2. 様式11　寄附金配分申請書（指定寄附金配分通知書の到着後、県共同募金会へ提出）
3. 様式12　配分事業の完了報告について（指定寄附金配分事業の終了後、県共同募金会へ提出）
4. その他、受配者側の提出書類
	1. 事業計画書及び収支予算書（法人全体）
	2. 寄附金使途計画書
	3. 支払計画調書
	4. 定款（写）
	5. 役員名簿（写）
	6. 法人施設パンフレット等
	7. 寄附金の受入れに関する理事会議事録（写）
	8. 直近年度決算書（写）
	9. 当年度の現預金収支差額見込
	10. 年度終了後の決算書（写）
5. 必要となることがある書類
6. 特別の関係がある者の一覧　※寄附者と合同で作成
7. 特別の関係にある者の源泉徴収票(写)　※直近年度
8. 様式5－1　証明書（「特別の関係」にある者の報酬の受給状況を県等が証明）
9. 様式5－2　証明書（「特別の関係」にある者の施設の利用状況を県等が証明）
10. 様式6－1　誓約書（「特別の関係」にある者が報酬を得ていないことを誓約）
11. 様式6－2　誓約書（「特別の関係」にある者が施設を利用していないことを誓約）
12. 様式7　証明書（建設請負に係る契約手続きが適切に行われていることを証明）
13. 様式8　証明書（物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約手続きが適切に行われていることを証明）
14. 様式9　誓約書（「建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託」の利害関係を有する理事又は評議員が、入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないことを誓約）
15. 様式10　証明書（「建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託」の利害関係を有する理事又は評議員が、入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないことを証明）

【施設建築の場合】

1. 設計・監理業務委託契約書（写）
2. 工事請負契約書・見積書（写）
3. 図面（写）
4. 工事工程表（写）
5. 指名参加業者への入札通知書及び入札書（写）
6. 補助金交付決定通知書（写）
7. 社会福祉法人施設認可証明書（写）

【土地の購入又は譲受の場合】

1. 不動産鑑定書（写）
2. 登記簿謄本（写）
3. 売買契約書（写）

㉑　土地の具体的な利用計画

【備品等購入の場合】

㉒　当該備品を必要とする理由書

㉓　契約手続きに係る理事会又は評議員会議事録（写）

㉔　見積書又は入札書（写）

㉕　売買契約書（写）

㉖　カタログ類

【借入金償還の場合】

㉗　借入先発行償還年次表（写）

㉘　金銭消費貸借契約書（写）